農林水産大臣 林 芳 正 様

兵庫県農業共済組合連合会 会長理事 鷲 尾 弘 志

「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項の規定に基づく必要措置命令(平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 23 経営第 200 号)」に係る具体的な措置の取組状況(平成 25 年 12 月末現在)を下記のとおり提出いたします。

記

1 命令の内容

兵庫県農業共済組合連合会は検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の 再発防止のため、具体的な措置を講ずること。具体的な措置の取組状況について、別 途農林水産省経営局長から指示があるまで、平成23年6月末を第1回とし、以後、3 か月ごとにとりまとめ、翌月10日までに報告すること。

上記に係る具体的な措置の取組状況(平成25年12月末)については、別添の報告書のとおりであります。

具体的な措置の取組状況第11回報告書(12月末)

(1) 適切な受検態勢の確立

具体的な措置 取組状況

① 検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理

ア 内部監査室(仮称)の新設

検査対応を行う窓口と検査全体の管理を行う部署として、内部監査室を新設します。当該部署の組織的独立性と実効性を確保するため、専任職員と事業運営に精通した兼務職員で構成し、設置に伴う職制規則の改正を平成23年6月の第1回理事会で行い、同年7月に設置します。

監査指導部(措置計画から名称変更。以下同じ。)については、平成23年6月27日の第1回理事会において職制規則及び文書規則の改正を行い、同年7月1日に設置し、同日付で専任職員1名と兼務職員3名を配属しました。

同部では、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会い並びに改善点の指導監督を行うよう常例検査等対応要領を同年7月1日に定めました。さらに、常例検査において発見した不祥事の対応を不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に常例検査等対応要領の一部改正を行いました。

平成24年4月1日付け定期人事異動において監査指導部次長2名の異動を行い、前年度同様の人員配置としました。

平成 25 年度の人員配置は、定期人事異動の対象者はなく、前年度 どおりとしています。

監査指導部は、引き続き常例検査の対応と管理を行い、検査結果等 を踏まえながら、受検態勢の整備に努めていきます。

具体的な措置	取組状況	
	【取組状況の自己評価】 監査指導部の新設は、上記のとおり規程整備と人員配置を行い、 検査対応業務の体制を構築しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、独立性と人事異動に伴う人員体制を確保していく。	
イ 検査調書の審査及び決裁		
検査調書は、上記内部監査室が内容審査を行った後、 会長理事及び専務理事の決裁を受けることとし、チェック機能と管理体制を強化します。	平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。 平成 23 年度常例検査については、平成 24 年 2 月 16 日に現物調査及び同年 2 月 27 日から同年 3 月 2 日まで実地検査を受けました。検査調書の事前提出にあたっては、担当部署の部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト(担当部署用)」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。各部作成の調書を総務部が一括して起案した後、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト(監査指導部用)」に基づく内容審査を行い、その結果をまとめた常例検査報告書を添付して、会長理事及び専務理事が決裁のうえ、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。	
	農林水産省の定める農業共済組合連合会検査実施要項(平成24年4月2日最終改正)において、検査調書の様式が一部変更されたので、その内容に沿って上記のチェックリストを同年5月24日に一部見直しました。 なお、平成24年度常例検査はありませんでした。 検査調書の提出にあたっては、引き続き上記のとおり点検・審査を	

	 具体的な措置	取組状況
		行い、内部チェックが機能するよう管理していきます。
		【取組状況の自己評価】
		検査調書の審査・決裁は、常例検査対応要領に規定し、上記のと
		おり内部チェック体制を構築して点検照合しており、措置計画に沿し
		って対応した。
		今後も、国の検査関係規程等の改正動向を随時確認しながら、こ
		の審査体制でもって検査対応していく。
	ウ 実地検査の立ち会い	
	内部監査室及び常勤理事は、必ず実地検査に立ち会	平成 23 年度常例検査の実地検査の立ち会いについては、監査指導
	い、本会の業務運営上の課題等を客観的視点から把握	部及び専務理事が行い、監査指導部が受検対応結果をまとめた常例検
	し、監督を強化します。	査報告書を作成し、平成24年3月2日に会長理事に提出しました。
		たいめそのよれ人) いしませれ「ごのしいりた」、 米数年半 「の
		実地検査の立ち会いは、引き続き上記のとおり行い、業務運営上の 改善整備すべき事項等がないか監視・監督していきます。
		1
		【取組状況の自己評価】
		美地快宜の立ら云いは、吊例快宜対応安唄に規定し、上記のとね
		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
		Li
2	理事会等による検査対応業務に対する監視・監督の強化	
	ア 不正対応ルールの整備	
	内部監査室において審査を行った結果、不正を発見し	監査指導部が、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会いにおい
	た場合は速やかに会長理事とコンプライアンス担当部	て不祥事を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部署(総

Ī	具体的な措置	取組状況
	署に報告し、監視・監督の対応の一元化、内部牽制及び即時性を高めます。	務部)に報告します。同部署では、コンプライアンス統括責任者(会長理事)が不祥事件と判断したときは、遅滞なく理事会に報告し、不祥事件対応要領に基づいて対応します。一方、同要領に定める不祥事件に該当しない事案は、(2)の④のエに記載する問題解決検討会において問題の早期解決を図ります。 なお、平成25年12月末現在では、該当事案は報告されていません。 不正対応は、引き続き上記のとおり行い、監視・監督の対応の一元化と内部牽制機能の強化により即時性を高めていきます。 【取組状況の自己評価】 検査の不正対応ルールは、上記のとおり常例検査対応要領に規定し、関連規程として不祥事件対応要領及び問題解決検討会設置要領を整備しており、措置計画に沿って対応した。 今後、不祥事を発見した場合は、同要領に基づいて早期解決して
	イ 常勤役員の監理態勢の強化 検査調書の提出の際には、会長理事及び専務理事が決 裁を行うものとし、実地検査には必ず常勤理事が立ち会 います。	平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁して同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。 平成 23 年度常例検査における役員監理は、(1)の①のイ及びウに記載するとおり会長理事及び専務理事が検査調書を決裁し、専務理事が実地検査に立ち会いました。 常例検査における役員監理は、引き続き上記のとおり検査調書の決

裁と実地検査の立ち会いを行います。

	取組状況
ストルルリング 1日 巨	【取組状況の自己評価】 常勤役員による検査監理は、上記のとおり常例検査対応要領に基づいて調書決裁と実地検査の立ち会いを実施しており、措置計画に沿って対応した。
ウ 理事会の業務監視及び監督の強化 理事会は、四半期ごとに業務執行状況等を報告させる とともに、検査指摘の改善・進捗状況等を確認し、監視・ 監督を強化します。	理事会は、事業実績及び業務収支の業務執行状況等を報告させるとともに、「平成22年度常例検査の指摘事項に係る措置(回答)」を平成23年5月18日の第16回理事会において決定し、同年5月31日に農林水産省に提出しました。 平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況については、平成23年6月27日の第1回理事会、同年12月27日の第4回理事会、平成24年5月21日の第6回理事会において確認しました。 平成23年度常例検査の受検結果については、平成24年3月19日の第5回理事会において同年3月2日付けの確認書を確認し、同年6月5日付けで検査部長から交付された検査書に基づき、同年6月28日の第7回理事会において「検査指摘事項に対する改善状況等報告」を審議・決定して同年7月10日に農林水産省に提出しました。 その後の改善進捗状況は、同年10月3日の第8回理事会、同年12月27日の第9回理事会、平成25年3月22日の第10回理事会、同年12月27日の第11回理事会、同年7月4日の第12回理事会、同年5月21日の第11回理事会、同年7月4日の第12回理事会、同年10月2日の第13回理事会、同年12月26日の第14回理事会において確認しました。

	具体的な措置	取組状況
		理事会は、引き続き業務執行状況及び検査指摘の改善進捗状況等を 監視・監督していきます。
		【取組状況の自己評価】 理事会では、上記のとおり業務執行状況と検査対応状況等を報告 させて業務運営の監視・監督を行っており、措置計画に沿って対応 した。 今後も、この監視・監督態勢でもって検査対応していく。
į į	監事会の業務監視及び監督の強化 監事は、定時監査時に理事会に準じて業務執行状況と 検査指摘の改善・進捗状況を報告させ、その内容を実査 します。	監事は、平成23年11月22日の中間監査及び平成24年5月14日の決算監査において、業務執行状況等を報告させるとともに、平成23年7月26日の第1回監事会、同年11月22日の第2回監事会及び平成24年5月14日の第3回監事会において、平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況を確認し、上記の監事監査において実査しました。 また、平成23年度常例検査の受検結果については、上記の第3回監事会において確認書の内容を確認し、平成24年6月28日の第7回理事会において決定された「検査指摘事項に対する改善状況等報告」に対する意見書を同年7月4日に作成しました。 その後の改善進捗状況は、同年11月9日の第4回監事会、平成25年5月8日の第5回監事会、同年11月25日の第6回監事会において確認しました。

	具体的な措置	取組状況
		【取組状況の自己評価】 監事は、上記のとおり業務執行状況と検査対応状況等を報告させ て監事会及び監事監査で監視・監督しており、措置計画に沿って対 応した。 今後も、この監視・監督態勢でもって検査対応していく。
(2)	検本己脚行为に係る原因の空間と再発味止等の等字・実践	

③ 快食忌避行為に係る原因の乳明と再発防止束の束正・美践

ア 担当部署におけるチェックの強化

検査調書の作成に当たって、担当者は検査用チェック リストによる自主点検を行った後、検査項目の狙いと報 告内容に問題がないか担当部署内で相互チェックを確 実に行います。 平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、各担当者が作成した調書を所属長(部課長)がコンプライアンス・プログラムに基づく内部自主検査を踏まえて検査項目の意図と報告内容に齟齬がないか確認しました。

平成23年度常例検査の検査調書については、(1)の①のイに記載するとおり、部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト(担当部署用)」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。

検査調書の作成にあたっては、引き続き上記のとおり担当部署内の 相互チェックを確実に行っていきます。

【取組状況の自己評価】

検査調書の部署内チェックについては、上記のとおり常例検査対応要領に基づいて担当者と管理職がチェックリストを活用して相互 点検しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、この内部チェック体制でもって検査対応していく。

具体的な措置

取組状況

イ 内部監査室等における審査の実施

内部監査室において、事務・事業に精通した兼務職員 が担当業務以外の部署が作成した調書について審査を 行い、内部牽制機能を果たします。

また、会長理事及び専務理事は、必ず検査調書の決裁を行います。

平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。

平成 23 年度常例検査の検査調書については、監査指導部が「常例 検査の検査調書チェックリスト(監査指導部用)」に基づき、内容審 査(同部兼務職員は担当業務以外の調書審査)を行った後、その審査 結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が 決裁し、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。

検査調書の審査及び決裁は、引き続き上記のとおり行います。

【取組状況の自己評価】

監査指導部による調書審査については、上記のとおり常例検査対応要領に基づいて内容点検し、常勤役員が決裁しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、この審査体制でもって検査対応していく。

ウ 実地検査時の対応強化

実地検査は、常勤理事及び内部監査室が立ち会い、問題点が発見された場合は、内部監査室がその問題点等を正確に反映した検査報告書を遅滞なく作成し、会長理事に報告するとともに、担当部署の取組状況を監視していきます。

平成23年度常例検査の実地検査の対応は、(1)の①のウに記載するとおり行った結果、特筆すべき問題はなかったことを監査指導部が常例検査報告書にまとめて平成24年3月2日に会長理事に報告しました。

実地検査の立ち会いにおいて改善すべき事項があった場合は、監査 指導部がその内容をまとめた常例検査報告書を作成し、遅滞なく会長 理事に提出するとともに、該当部署の改善進捗状況を監督します。

具体的な措置	取組状況
	実地検査時の対応は、引き続き上記のとおり行い、担当部署の取組 状況を監視していきます。
	【取組状況の自己評価】 実地検査の監視については、上記のとおり常例検査対応要領に基づいて専務理事と監査指導部が立ち会い、その状況を会長理事に報告しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この監視体制でもって実地検査の対応をしていく。
エ 懲戒処分の規程整備と職員への周知 法令違反に関する懲戒処分について、検査忌避行為に 係る当事者責任、管理監督責任の基準を明確にした就業 規則の改正を6月の第1回理事会で行い、その内容を全 職員に周知し、再発防止に努めます。	懲戒処分の規程整備については、平成23年6月27日の第1回理事会において職員就業規則の改正を行い、同年7月1日から適用することを同年6月30日に所属長へ通知し、全職員に周知しました。また、懲戒処分の適用基準を掲載したコンプライアンス・マニュアル(平成24年6月改正)を平成24年6月29日に全職員に配布するとともに、(2)の②の工に記載するとおり、専務理事による出先事務所の第1回巡回指導(同年8月実施)において説明しました。
	【取組状況の自己評価】 懲戒処分の規程整備については、上記のとおり職員就業規則に検査忌避に係る懲戒規定を追加し、職員に周知しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この再発防止態勢でもってコンプライアンス指導を徹底していく。

具体的な措置 取組状況

④ 検査忌避行為に係る責任の所在の明確化と関係者の処分

ア 法令違反調査委員会による調査

平成 19 年以前のことも含め、弁護士など外部有識者等を含む委員会が調査することとし、平成 23 年 5 月 18 日の第 16 回理事会でメンバーを決定、同月 25 日に法令違反調査委員会を設置いたしました。同月 27 日の第 1 回委員会を開催し、審議決定された調査方法等(調査対象年度は平成 13~22 年の 10 年間、対象者はその間の農産建物部・建物課在籍職員と常勤役員、調査内容は検査調書の記載内容等にかかる事実確認、調査手法は委員による個別聴取)に基づき、同年 6 月中に原因の究明と責任の所在を明確にします。

法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、第三者による客観的な調査が必要と判断し、弁護士(非顧問)1名、県職員2名で構成される法令違反調査委員会に調査を付託しました。

調査委員会では、平成23年5月30日から同年7月13日まで、過去10年間の建物共済及び農機具共済の事故発生から保険金支払いまでの経過月別件数の再調査、関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査を実施しました。

また、委員会を以下のとおり開催し、原因と責任の所在を明確にした調査報告書をとりまとめ、同年7月20日に会長理事に提出しました。

〈回〉	〈開催月日〉	〈審議事項〉
第1回	平成 23 年 5 月 27 日	事実確認、調査方法等
第2回	同年 6月14日	調査報告のとりまとめ
第3回	同年 6月30日	調査報告内容の検証
第4回	同年 7月13日	調査報告内容の検証
第5回	同年 7月20日	調査報告書のとりまとめ

【取組状況の自己評価】

法令違反調査委員会による調査については、上記のとおり検査忌 避の原因究明と責任の所在を報告書にまとめて会長理事に提出して おり、措置計画に沿って対応した。

イ 理事会等による処分の決定

調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規

職員の処分については、法令違反調査委員会による調査報告書に基

具体的な措置	取組状況
則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・ 決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を 明らかにします。	づき、平成23年8月3日の懲罰委員会の意見を踏まえ、同年8月10日の第2回理事会において関係職員の懲戒処分を決定しました。 役員についても、責任を明らかにし、当時の役員全員が自主的に対応しました。
	【取組状況の自己評価】 検査忌避行為の関係者処分については、上記のとおり諸規則に則 り完了しており、措置計画に沿って対応した。

(2) 法令等遵守態勢の強化

	具体的な措置		取組状況
1	法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化		
	ア コンプライアンス意識及び業務姿勢の表明		
	会長理事は、法令等遵守の業務姿勢を明確にするた	会長理事は、このた	びの必要措置命令を真摯に受け止め、措置計画
	め、コンプライアンス宣言を内外に発信するとともに、	の着実な実行を本会の)重要課題として信頼回復に努めることを次の
	役職員に対して法令等遵守に係る業務姿勢及び農家と	会議で表明しています	•
	農業共済関係者の信頼回復に向けた不退転の決意を通	〈開催月日〉	〈対象会議等〉
	常総会はじめ諸会議で表明します。	平成 23 年 5 月 13 日	第7回監事会
		同年 5 月 18 日	第 16 回理事会
		同年 5 月 20 日	第1回所長会
		同年 5 月 25 日	組合等局長・課長等会議
		同年 5 月 30 日	第63回通常総会
		同年 6 月 18 日	連合会職員研修会
		同年 6 月 27 日	第1回理事会
		同年 7 月 26 日	第1回監事会

具体的な措置		取組状況
	同年 8 月 10 日	第2回理事会
	同年 10 月 3 日	第3回理事会
	同年 10 月 14 日	第2回所長会
	同年 10 月 26 日	組合等局長・課長等会議
	同年 11 月 15 日	兵庫県NOSAI大会
	同年 11 月 22 日	第2回監事会
	同年 12 月 22 日	第3回所長会
	同年 12 月 27 日	第4回理事会
	平成 24 年 2 月 13 日	第28回臨時総会
	同年 2 月 13 日	組合等課長・係長等会議
	同年 3 月 10 日	連合会職員研修会
	同年 3 月 19 日	第5回理事会
	同年 3 月 23 日	第4回所長会
	同年 5 月 14 日	第3回監事会
	同年 5 月 21 日	第6回理事会
	同年 5 月 25 日	第1回所長会
	同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議
	同年 5 月 31 日	第64回通常総会
	同年 6 月 28 日	第7回理事会
	同年 9 月 28 日	第2回所長会
	同年 10 月 3 日	第8回理事会
	同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議
	同年 11 月 9 日	第4回監事会
	同年 11 月 15 日	兵庫県NOSAI大会
	同年 12 月 21 日	第3回所長会
	同年 12 月 27 日	第9回理事会

 具体的な措置	取組状況
	平成 25 年 2 月 6 日 組合等課長・係長等会議
	同年 3 月 2 日 連合会職員研修会
	同年 3 月 19 日 第 4 回所長会
	同年 3 月 22 日 第 1 0 回理事会
	同年 5 月 8 日 第 5 回監事会
	同年 5 月 21 日 第 1 1 回理事会
	同年 5 月 23 日 第1回所長会
	同年 5 月 27 日 組合等局長・課長等会議
	同年 5 月 31 日 第 6 5 回通常総会
	同年 7 月 4 日 第12回理事会
	同年 9 月 27 日 第 2 回所長会
	同年10月2日第13回理事会
	同年 10 月 25 日 組合等局長・課長等会議
	同年11月14日 兵庫県NOSAI大会
	同年11月25日 第6回監事会
	同年 12 月 24 日 第 3 回所長会
	同年 12 月 26 日 第 1 4 回理事会
	さらに、外部に向けては、平成24年1月11日に連合会ホームペー
	ジにおいて法令違反の再発防止の確実な実践に組織を挙げて取り組
	むことを宣明するとともに、次年度へ向けての取組み姿勢を連合会が
	組合等を対象に発行する広報誌「ネットワークひょうご3月号」(23
	年度版) に掲載しました。第64回通常総会の会長挨拶は、「ネット
	ワークひょうご7月号」(24年度版)に掲載しました。
	平成25年に向けての取組み姿勢については、平成25年1月4日に
	連合会ホームページに掲示するとともに「ネットワークひょうご1月

具体的な措置 取組状況

号」(24 年度版) に掲載しました。また、第65回通常総会の会長挨拶は、同年6月4日に連合会ホームページに掲示するとともに「ネットワークひょうご7月号」(25年度版) に掲載しました。

役職員の法令等遵守の業務運営姿勢は、引き続き諸会議、広報誌及 びホームページ等を通じて内外へ表明していきます。

【取組状況の自己評価】

法令等遵守に対する業務運営姿勢については、上記のとおり諸会議における会長の意思表明とその情報開示により内外へ発信しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、この業務運営姿勢でもって対応していく。

イ 措置計画の着実な実行

今般の必要措置命令を役員はもとより全職員が厳粛に受け止め、今回策定した措置計画の着実な実行を本会業務の最重要課題と位置づけたうえで、法令等遵守態勢の確立に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでいきます。県職員及び参事・部課長で構成する兵庫県農業共済組合連合会改革チームを平成23年4月28日に設け、法令違反等の原因究明と問題提起を行っており、今後の再発防止策など具体的な措置の策定と実践を通じて本会の業務改善に努めていきます。

平成23年5月末までに農林水産省へ提出を求められた措置計画と 工程表については、改革チームで同年4月28日から同年5月13日ま で検討し、同年5月18日の第16回理事会において審議決定しました。 その後、同年5月20日の第1回所長会、同年5月25日の組合等局長・ 課長等会議、同年5月30日の第63回通常総会に報告した上で、同 年5月31日に農林水産省に提出しました。

3 ヶ月ごとの取組状況をまとめる定期報告については、以下のとお り理事会において審議決定のうえ、農林水産省に提出しました。

《定期報告》 《理事会開催月日(回)》 《提出月日》 第1回(6月末) 平成23年6月27日(第1回)同年7月8日 第2回(9月末) 同年10月3日(第3回) 同年10月7日 第3回(12月末) 同年12月27日(第4回)平成24年1月4日 第4回(3月末)平成24年3月19日(第5回)同年4月2日

目 / /	Htt 公日 小牛 公口		
具体的な措置	取組状況		
	平成24年度の工程表については、同年5月21日の第6回理事会に		
	おいて審議決定し、それに基づく3ヵ月ごとの取組状況をまとめる定		
	期報告は、以下のとおり理事会で審議決定のうえ、農林水産省に提出		
	しました。		
	〈定期報告〉〈理事会開催月日(回)〉〈提出月日〉		
	第5回(6月末) 平成24年6月28日(第7回)同年7月9日		
	第6回(9月末) 同年10月3日(第8回) 同年10月4日		
	第7回(12月末) 同年12月27日(第9回)平成25年1月4日		
	第8回(3月末) 平成25年3月22日(第10回)同年4月2日		
	平成25年度の工程表については、同年3月22日の第10回理事会		
	において審議決定し、同年4月2日に農林水産省に提出しました。そ		
	れに基づく3ヵ月ごとの取組状況をまとめる定期報告は、以下のとお		
	り理事会で審議決定し、農林水産省に提出しました。		
	(定期報告) 〈理事会開催月日(回)〉 〈提出月日〉		
	第9回(6月末)同年7月4日(第12回) 同年7月5日		
	第 10 回(9 月末) 同年 10 月 2 日(第 13 回) 同年 10 月 9 日 第 11 日 (10 日本) 日午 10 日 8 日 (第 14 日)		
	第 11 回(12 月末) 同年 12 月 26 日(第 14 回)		
	なお、第11回報告書(12月末)については、平成26年1月10日		
	までに農林水産省に提出します。		
	具体的な措置については、定期報告の都度、改革チーム全体会議に		
	おいて以下のとおり取組状況を確認するとともに、工程表に基づき進		
	めています。		

具体的な措置	取組状況		
	〈回〉	〈開催月日〉	〈協議内容〉
	第1回	平成23年6月1日	工程表に基づく措置計画の進め方
			法令違反調査委員会の設置報告
	第2回	同年7月4日	6月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第3回	同年 9月20日	9月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第4回	同年 12 月 19 日	12 月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第5回	平成 24 年 3 月 8 日	3月末の具体的な措置の取組状況
			次年度の取り組み
	第6回	同年 5 月 8 日	平成24年度措置計画工程表
	第7回	同年 6 月 22 日	6月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第8回	同年 9 月 19 日	9月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第9回	同年 12 月 21 日	12 月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第10回] 平成 25 年 3 月 14 日	3月末の具体的な措置の取組状況
			平成 25 年度措置計画工程表
	第11回] 同年 6月 26日	6月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第12回] 同年 9月 12日	9月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み
	第13回] 同年 12月9日	12 月末の具体的な措置の取組状況
			工程表に基づく今後の取り組み

具体的な措置	取組状況		
	具体的な措置の平成 23 年度取組内容は、平成 24 年 5 月 15 日のコンプライアンス改善委員会において、平成 24 年度コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアル (平成 24 年 6 月改正)に反映することとし、当該マニュアルを同年 6 月 29 日に全職員に配布して周知徹底しました。 平成 24 年度の取組内容は、平成 25 年 3 月 8 日のコンプライアンス改善委員会において、平成 25 年度コンプライアンス・プログラムに反映しました。同プログラムに基づく上半期の取組内容は、同年 12 月 9 日のコンプライアンス改善委員会において、同プログラムに従って実施されていることを確認するとともに、リスク管理態勢の整備に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直しを行いました。		
	今回の一連の法令違反及び具体的な措置の取組結果は、今後の教訓 として再発防止に努めるとともに、引き続きコンプライアンス・プロ グラムの中で内部管理態勢の充実・強化に取り組んでいきます。		
	【取組状況の自己評価】 措置計画の実行については、上記のとおり改革チーム全体会議に おいて工程表に基づく取組状況を確認協議し、担当部署ごとに実践 しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、重点取組みはコンプライアンス・プログラムの中で対応 していく。		
ウ 措置の進捗状況の開示 法令等を遵守した業務運営を連合会の基本方針とす	平成 23 年 4 月 26 日の必要措置命令については、同年 4 月 27 日に		
ること並びに具体的な措置の進捗状況を広報誌、ホーム	連合会ホームページに情報開示するとともに、直ちに会長理事は役員		

 具体的な措置	取組状況
ページ等に情報開示します。	と県に報告し、参事と部長が同年4月28日(一部5月2日)に会員に一斉巡回説明しました。また、農業共済新聞兵庫版5月2週号及び「ネットワークひょうご5月号」に説明記事を掲載しました。会長理事が諸会議で表明している法令等遵守の業務運営姿勢については、(2)の①のアに記載するとおり、連合会ホームページ及び
	ネットワークひょうごに掲載しました。 農林水産省へ提出した措置計画と工程表及びそれに基づく3ヶ月ごとの取組状況の定期報告については、以下のとおり連合会ホームページに情報開示しました。
	(開示月日) (開示内容) 平成23年5月31日 措置計画等報告 同年7月11日 取組状況第1回報告書(6月末) 同年10月12日 取組状況第2回報告書(9月末) 平成24年1月5日 取組状況第3回報告書(12月末) 同年4月3日 取組状況第4回報告書(3月末) 同年7月10日 取組状況第5回報告書(6月末) 同年10月5日 取組状況第6回報告書(9月末) 平成25年1月8日 取組状況第7回報告書(12月末) 同年4月4日 取組状況第8回報告書(3月末) 同年7月8日 取組状況第9回報告書(6月末) 同年7月8日 取組状況第9回報告書(6月末)
	また、第11回報告書(12月末)は、農林水産省の受理同日に情報開示するよう準備しています。 法令等を遵守した業務運営姿勢は、各種広報手段を活用して業務運

	具体的な措置	取組状況			
		営の透明化を図り説明責任を果たすよう、引き続き内外へ発信していきます。 【取組状況の自己評価】 措置の進捗状況の開示については、上記のとおりホームページにおいて対応しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この情報開示体制でもって対応していく。			
2	理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化				
	ア 理事会への重要事項及び措置状況の報告 理事会は、四半期ごとの業務内容に加えて農林水産省からの重要通知など業務運営に関する事項を報告させて十分な審議のうえ、適正な業務執行に努めます。特に、今回の措置計画の進捗・改善状況とその実効性を理事会で検証していきます。	理事会は、事業実績・財務状況、有価証券の取得・処分等のほか業務執行状況を以下のとおり報告させるとともに、措置計画の取組状況を次のとおり審議しました。 〈回〉 〈開催月日〉 〈審議・報告事項〉 第1回 平成23年6月27日 6月末の具体的な措置の取組状況措置計画に伴う諸規則の一部改正コンプライアンス・プログラムの策定平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況理事会運営(年間計画等)出先事務所建設の進捗状況理事会運営(年間計画等)出先事務所建設の進捗状況第2回 同年8月10日 措置命令に係る関係職員の懲戒処分コンプライアンス・プログラムの達成状況監査補助者の選任に係る申入れ監査指導部の業務内容			

具体的な措置	取組状況		
	出先事務所建設の進捗状	況	
	第3回 同年10月3日9月末の具体的な措置の耳	 取組状況	
	平成 24 年度事業計画大綱	레	
	コンプライアンス・プロ	グラムの達成	
	状 況		
	建物共済の加入基準(監:	理官通知)に	
	関する文書		
	出先事務所建設の進捗状況	況	
	第4回 同年12月27日 12月末の具体的な措置の)取組状況	
	コンプライアンス・プロ	グラムの達成	
	状 況		
	平成 22 年度常例検査指	摘事項に係る	
	改善進捗状況		
	中間監査結果(代表監事	報告)	
	第5回 平成24年3月19日 3月末の具体的な措置の日	 取組状況	
	余裕金運用の基本方針		
	コンプライアンス・プロ	グラムの達成	
	状況		
	平成 23 年度常例検査の受	:検結果	
	新築出先事務所の概要等		
	第6回 同年5月21日 平成24年度措置計画工程	表	
	平成 24 年度コンプライ	アンス・プロ	
	グラムの策定		
	平成 22 年度常例検査指	摘事項に係る	
	改善進捗状況		
	農業共済団体に対する監督	督指針	

具体的な措置	取組状況		
			決算監査結果(代表監事報告) 内部(期末)監査結果
	第7回	同年 6 月 28 日	6月末の具体的な措置の取組状況
			平成 23 年度常例検査指摘事項に対す
			る改善状況等報告
			家畜診療費等の取扱い
			コンプライアンス規則の一部改正
			苦情等対応要領の制定
			コンプライアンス・プログラムの達成
	tota		状况
	第8回	同年 10 月 3 日	9月末の具体的な措置の取組状況
			平成 25 年度事業計画大綱
			基幹家畜診療所運営規則の一部改正
			コンプライアンス・プログラムの達成 状況
			平成 23 年度常例検査指摘事項に係る
			改善進捗状況
			内部(診療所)監査結果
	第9回	同年 12 月 27 日	12 月末の具体的な措置の取組状況
			連合会助成金交付要綱の改訂
			固定資産(建物)の処分
			建物共済事務取扱要領の一部改正
			コンプライアンス・プログラムの達成
			状況
			平成 23 年度常例検査指摘事項に係る 改善進捗状況

 具体的な措置	取組状況		
		中間監査結果(次席監事報告)	
		内部(中間)監査結果	
	第 10 回 平成 25 年 3 月 22 日	3月末の具体的な措置の取組状況と平	
		成 25 年度措置計画工程表	
		システムリスク管理規則等の制定	
		余裕金運用の基本方針	
		コンプライアンス・プログラムの達成	
		状況と平成 25 年度プログラムの策定	
		平成 23 年度常例検査指摘事項に係る	
		改善進捗状況	
		畑作物共済再保険金の返還	
		組織体制強化計画の見直し	
	第 11 回 平成 25 年 5 月 21 日	平成 23 年度常例検査指摘事項に係る	
		改善進捗状況	
		農業共済団体に対する監督指針の一	
		部改正	
		決算監査結果(次席監事報告)	
		内部(期末)監査結果	
	第 12 回 平成 25 年 7 月 4 日	6月末の具体的な措置の取組状況	
		事務の受委託に係る基本方針等	
		内部 (期末) 監査の改善状況	
		コンプライアンス・プログラムの達成	
		状況	
		平成 23 年度常例検査指摘事項に係る	
		改善進捗状況	

具体的な措置	取組状況
	第 13 回 平成 25 年 10 月 2 日 9 月末の具体的な措置の取組状況 平成 26 年度事業計画大綱 リスク管理基本方針等の制定 コンプライアンス・プログラムの達成 状況 平成 23 年度常例検査指摘事項に係る 改善進捗状況 内部(診療所)監査結果
	第 14 回 平成 25 年 12 月 26 日 12 月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの達成 状況 平成 23 年度常例検査指摘事項に係る 改善進捗状況 内部 (中間) 監査・情報セキュリティ 監査結果
	業務執行状況及び業務運営上の重要事項等は、引き続き理事会に報告させ、審議のうえ適正な業務執行を行っていきます。 【取組状況の自己評価】 理事会による業務執行に対する監視・監督については、上記のとおり、重要事項及び措置状況を報告・審議しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この監視・監督態勢でもって対応していく。

具体的な措置

イ 不祥事件等への速やかな対処

理事会で審議が必要と判断された案件及び不祥事件 については、会長理事は直ちに報告させて、必要に応じ て緊急の理事会を開催し、速やかな情報の共有化と迅速 な問題解決に努めていきます。

取組状況

不祥事件等が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、速やか にコンプライアンス統括部署に報告させます。コンプライアンス統括 責任者が不祥事件と判断したときは、第1報を農林水産省及び理事会 に報告させ、必要に応じて緊急の理事会を開催するなど迅速かつ的確 に対応して事態の早期解決を図ります。一方、同要領の不祥事件に該 当しない事案については、(2)の④のエに記載する問題解決検討会 において対応させます。

なお、平成25年12月末現在では、該当事案は報告されていません。

【取組状況の自己評価】

不祥事件等への対処は、上記のとおり不祥事件対応要領と問題解 決検討会設置要領を制定し、対応ルールを明記しており、措置計画 に沿って対応した。

今後、不祥事が発生した場合は、同要領に基づいて問題解決して しいく。

ウ 監事会の機能強化

監事は、理事会に準じて業務運営上の重要事項を報告 させ、役員間の情報の共有化を図るとともに、内部監査 室が行った内部監査結果を報告させます。監事監査にお いては、会計関係書類に限らず、上記の報告事項に係る 文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監視・ 監督を強化します。

監事は、理事会同様に措置計画の取組状況など役員間で情報の共有 化が必要となる業務運営上の重要事項を報告させ、以下のとおり審 議・確認しました。

〈開催月日〉 〈回〉

〈審議・報告事項〉

第1回 平成23年7月26日 監査補助者の選任

6月末の具体的な措置の取組状況

平成 22 年度常例検査指摘事項に係る

改善排狀況

第2回

同年11月22日 平成23年度事業実績・財務状況

具体的な措置	取組状況		
			9月末の具体的な措置の取組状況
			平成 22 年度常例検査指摘事項に係る
			改善進捗状況
			平成 24 年度事業計画大綱
	中間監査	同年 11 月 22 日	補助監査と内部監査の監査結果
			会計監査・業務監査
	第3回 平	成 24 年 5 月 14 日	平成 23 年度事業実績・財務状況
			平成 24 年度監査計画
			3月末の具体的な措置の取組状況
			平成 22 年度常例検査指摘事項に係る
			改善進捗状況
			平成 23 年度常例検査の受検結果
			平成 24 年度措置計画工程表
			農業共済団体に対する監督指針
	決算監査	同年 5 月 14 日	補助監査と内部監査の監査結果
			会計監査・業務監査
			全出先機関の本部集合監査
	監事意見	同年7月4日	「平成 23 年度常例検査指摘事項に対す
			る改善状況等報告」に対する意見書
	第4回	同年 11 月 9 日	平成 24 年度事業実績・財務状況
			9月末の具体的な措置の取組状況
			平成 23 年度常例検査指摘事項に係る
			改善進捗状況
			平成 25 年度事業計画大綱
	中間監査	同年 11 月 9 日	補助監査と内部監査の監査結果
			会計監査・業務監査

具体的な措置	取組状況			
	全出先機関の本部集合監査			
	第5回 平成25年5月8日 平成24年度事業実績・財務状況			
	平成 25 年度監査計画			
	3 月末の具体的な措置の取組状況及び			
	平成 25 年度措置計画工程表			
	平成 23 年度常例検査指摘事項に係る			
	改善進捗状況			
	農業共済団体に対する監督指針の一部			
	改正			
	決算監査 同年 5 月 8 日 補助監査と内部監査の監査結果			
	会計監査・業務監査			
	全出先機関の本部集合監査			
	第6回 同年11月25日 平成25年度事業実績・財務状況			
	9月末の具体的な措置の取組状況			
	平成 23 年度常例検査指摘事項に係る			
	改善進捗状況			
	平成 26 年度事業計画大綱			
	事務の受委託・リスク管理基本方針			
	中間監査 同年 11 月 25 日 補助監査と内部監査の監査結果			
	会計監査・業務監査			
	全出先機関の本部集合監査			
	監事は、監査終了後、監査書を作成し会長理事に提出するとともに、			
	監査結果を以下のとおり報告し、適正な業務運営を指導しました。			
	〈報告月日〉 〈対象会議等〉 〈報告事項〉			
	平成23年12月27日 第4回理事会 中間監査報告			

具体的な措置	取組状況				
	平成 24 年 5 月 21 日	第6回理事会			
	同年 5 月 31 日	第64回通常総会	中間・決算監査報告		
	同年 12 月 27 日	第9回理事会	中間監査報告		
	平成 25 年 5 月 21 日	第11回理事会	決算監査報告		
	同年 5 月 31 日	第65回通常総会	中間・決算監査報告		
	同年 12 月 26 日	第14回理事会	中間監査報告		
	業務運営上の重要事項等について、引き続き監事会に報告または持 ち回り説明させるとともに、監事監査では、適切な重点監査項目を定 めて、出先機関の書類等の提示を求めるなど確認していきます。				
	【取組状況の自己評価】 監事会の機能強化については、上記のとおり、監事会において重要事項及び措置状況を報告させ、その実効性は監事監査で実査しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この監視・監督態勢でもって対応していく。				
エ 職場倫理の高揚と法令遵守意識の確立 専務理事が本会の出先事務所を7月から8月に定期巡 回し、職員との意見交換会を通じて農業共済職員として の職場倫理の高揚を図るとともに、不祥事件未然防止等 の重要性について十分に周知徹底し、法令等遵守意識の 確立に努めます。	平成 23 年 8 月 17 日 泡) 実施しました。巡回 国の取組状況、コンプ 医状況について説明さ 医所報告を受けて意見 た。 〈対象出先機関〉	当日は、コンプライア [®] ライアンス・プログラ ¹ せ、建物共済の適正引 ¹ と交換を行い、法令等遵 ¹ 家畜診療所		

	取組状況
共体的な相直	2.1.2.1.0.2
	同年8月23日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年8月30日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
	同年8月31日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	平成24年度の巡回指導については、以下のとおり実施しました。
	第1回目は、専務理事が農業共済職員としての倫理意識の高揚とコ
	ンプライアンス意識の徹底を指導した後、コンプライアンス統括部署
	が出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に
	対する取組状況及び(2)の①のイに記載するコンプライアンス・マ
	ニュアル(平成 24 年 6 月改正)の見直し点を説明し、建物共済の適
	正引受及び家畜診療費等の口座振替推進などに係る意見交換を行い
	ました。
	平成24年8月13日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
	同年8月21日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所
	同年8月22日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年8月24日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
	同年8月28日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	14 671 26 日 1871 日 1871 大田 至刊 次田 10 次 八
	 第2回目は、出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検
	金指摘事項に対する取組状況、内部自主検査の実施状況を確認し、第
	1回目の巡回指導における指導・協議事項の改善状況を検証して引き
	続き適正運営に努めるよう指導しました。
	〈開催月日〉 〈対象出先機関〉
	平成24年12月11日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年 12 月 14 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所

 具体的な措置	取組状況
	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
	同年 12 月 17 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	西播出張所、西播基幹家畜診療所
	平成 25 年度の巡回指導については、コンプライアンス・プログラ
	ムに定めるとおり、以下のとおり実施しました。
	第1回目は、専務理事が中央情勢と国の指導内容を踏まえたコンプ
	ライアンス意識の高揚を指導した後、コンプライアンス統括部署が出
	先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に対す
	る取組状況及び平成 25 年度コンプライアンス・プログラムを説明し、
	内部自主検査、建物共済の引受審査、家畜診療費等の口座振替推進の
	実施状況等について確認しました。また、コンプライアンス・チェッ
	クシートにより業務への取組姿勢と職場環境・風土の改善を指導しま
	した。
	〈開催月日〉 〈対象出先機関〉
	平成 25 年 8 月 9 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
	同年8月20日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所
	同年8月21日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年8月27日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	同年8月28日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
	なお、第2回目は、平成26年1月に実施する予定です。
	専務理事が出先機関を指導する場を設け、引き続き法令等遵守の意
	識徹底と職場倫理の高揚に努めていきます。

具体的な措置	取組状況
	【取組状況の自己評価】 専務理事の巡回指導については、上記のとおり、出先事務所に対 するコンプライアンス指導を定期的に実施しており、措置計画に沿 って対応した。 今後も、この指導態勢でもって対応していく。

③ 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化

ア 内部監査室による内部監査の強化

内部監査室は、内部監査計画に基づき、本部各部署及び各出先機関を対象に、最低年3回(決算監査4月、診療所監査6月、中間監査10月)の内部監査を実施し、監事監査と連携して内部牽制機能を強化します。

内部監査に係る実施要領等関係規程を平成 23 年 6 月中に整備し、内部監査で発見・指摘された改善すべき事項を正確に反映した内部監査報告書を遅滞なく作成し、会長理事及び監事に報告するとともに、指摘事項のあった部署に対してその改善計画の作成を求め、その取組み状況を監視します。

なお、内部監査の結果、不祥事件とみられる案件は、 速やかにコンプライアンス担当部署へ報告するととも に、必要に応じて監事会での審議と監査を実施します。 内部監査については、(1)の①のアに記載する監査指導部が、各部課、出張所、家畜診療所を対象に年3回(期末監査4月、診療所監査6月、中間監査10月)の内部監査及び指導監督を平成23年7月1日から行うよう内部監査実施要領を定めました。

また、内部監査において発見した不祥事については、速やかにコンプライアンス統括部署に報告し、その後の対応は不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に内部監査実施要領を一部改正しました。

平成23年度内部監査の実施にあたって、同年7月20日に「内部監査等の基本方針」を策定のうえ、所属長に通知し、内部監査等の基本的な考え方を全職員に周知しました。

中間監査(基準日:平成23年9月30日)については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年9月8日(出先機関対象)、16日(本部対象)に承認を得た後、監査指導部4名及び監査補助者5名により、全部署を対象として以下のとおり延べ13日間実施しました。

具体的な措置	取組状況
	〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉
	平成23年10月4日 八多、丹波診療所(備品調査)
	同年10月5日農産建物部建物課
	同年10月12日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年 10 月 13 日 神戸出張所(備品調査)
	同年 10 月 18 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	同年 10 月 20 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所
	家畜部臨床研修課
	同年 10 月 24 日 但馬出張所(備品調査)
	同年10月25日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
	同年 10 月 27 日 農産建物部農産課
	同年10月28日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
	同年 10 月 31 日 企画普及部、総務部総務課
	同年11月1日 家畜部家畜課
	同年 11 月 10 日 総務部経理課
	実地監査では、部署ごとの「内部監査チェックリスト(監査指導部
	用)」に基づき、事業計画の事業・業務遂行状況並びに法令等遵守状
	況を重点的に確認しました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 15 日に会長理事
	に提出するとともに、同年11月22日の監事(中間)監査において報
	告しました。被監査部署に対しては、同年11月18日に指摘事項を通
	知し改善計画書を受理した後、同年 12 月 14 日に改善報告書 (平成 24
	年3月末現在)を提出するよう通知しました。
	さらに、同年12月22日の第3回所長会において、
	① 常例検査指摘事項の着実な実践(引受率の向上と保険金等の早期
	支払い)

 具体的な措置	取組状況
	② 諸規則等に基づく事務・経理処理の徹底
	など内部監査指摘事項を再確認し、本部の担当部署には、
	① 引受目標の本部設定値と出張所設定値の整合性
	② 部署間で対応の異なる事務処理等の標準化
	などについて検討指導を求めました。指摘事項のうち、(2)の④の
	ウに記載する決裁文書への根拠法令の明記等については、総務部が同
	所長会において再指導したほか、その他の指摘事項は、担当部署がそ
	れぞれの所管会議等において指導しました。
	期末監査(基準日:平成24年3月31日)については、内部監査計
	画書を会長理事に提出して同年 3 月 29 日に承認を得た後、監査指導
	部4名及び監査補助者1名により、全部署を対象として以下のとおり
	延べ4日間実施しました。
	〈実地監査月日〉〈被監査部署〉
	平成 24 年 4 月 10 日 企画普及部、家畜部
	同年4月13日神戸出張所、農産建物部
	同年4月18日 神戸を除く4出張所、5基幹家畜診療所・
	3 出先診療所(集合審査)
	同年 4 月 20 日 総務部
	実地監査では、内部監査チェックリストに基づき、平成 23 年度決
	算に係る出先機関の予算執行と診療費の調定・徴収状況、任意共済引
	受適正化、内部(中間)監査指摘事項の改善状況等を重点的に確認し
	ました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて平成24年4月24日に会長
	理事に提出するとともに、同年 5 月 14 日の監事(決算)監査及び同
	年 5 月 21 日の第6回理事会において報告しました。被監査部署に対

 具体的な措置	取組状況
XIIII	しては、同年4月26日に改善報告書(同年9月末現在)を提出するよ
	う通知しました。
	平成 24 年度内部監査の実施にあたっては、農林水産省の指導事項
	及び内部監査結果等を踏まえて内部監査チェックリストを一部見直
	し、同年 5 月 29 日に「内部監査等の基本方針」(平成 24 年度版)を 所属長に通知しました。
	別属文に通知しました。
	診療所監査(基準日:平成24年5月31日)については、内部監査
	計画書を会長理事に提出して同年 5 月 17 日に承認を得た後、監査指
	導部4名及び監査補助者3名により、全診療所を対象として以下のと
	おり延べ8日間実施しました。
	〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉
	平成 24 年 6 月 21 日 阪神基幹家畜診療所
	同年6月29日 但馬基幹家畜診療所
	同年7月 3日 丹波診療所
	同年7月10日 三原診療所
	同年7月12日 淡路基幹家畜診療所
	同年7月19日 東播基幹家畜診療所
	同年7月24日 八多診療所
	同年7月26日 西播基幹家畜診療所
	実地監査では、基幹家畜診療所運営規則に基づく診療業務等を重点
	的に確認しました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年8月2日に会長理事に
	提出するとともに、同年10月3日の第8回理事会及び同年11月9日
	の監事(中間)監査において報告しました。被監査部署に対しては、

具体的な措置	取組状況
	同年8月7日に指摘事項を通知し改善計画書を受理した後、同年9月
	6日に改善報告書(同年9月末現在)を提出するよう通知しました。
	中間監査(基準日:平成24年9月30日)については、同年9月10
	日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部4名と監査
	補助者3名により、本部及び出先機関の全部署を対象として以下のと
	おり延べ11日間実施しました。
	〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉
	平成 24 年 10 月 2 日 農産建物部建物課
	同年10月5日 八多、丹波診療所(備品調査)
	同年 10 月 11 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
	同年 10 月 12 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
	同年 10 月 15 日 企画普及部、農産建物部農産課
	同年 10 月 16 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
	同年 10 月 18 日 総務部
	同年 10 月 19 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
	同年 10 月 22 日 神戸出張所
	同年 10 月 23 日 家畜部家畜課
	同年 10 月 24 日 阪神基幹家畜診療所、家畜部臨床研修課
	実地監査では、内部監査チェックリストに基づき、事業計画及び措
	置計画並びに常例検査指摘事項の取組状況、国の監督指針に基づく法
	令等遵守状況、任意共済引受適正化等を重点的に確認しました。また、
	各部署が提出した「中間監査にかかる改善報告書(平成 24 年 9 月末
	現在)」及び「診療所監査にかかる改善報告書(同)」による改善状況
	を検証しました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 5 日に会長理事

日	E- 40 17 10
具体的な措置	取組状況
	に提出するとともに、同年 11 月 9 日の監事(中間)監査及び同年 12
	月 27 日の第9回理事会において報告しました。被監査部署に対して
	は、同年 11 月 7 日に指摘事項を通知し改善計画書を受理した後、同
	年 12 月 7 日に改善報告書(平成 25 年 3 月末現在)を提出するよう通知
	しました。
	なお、中間監査の指摘事項のうち「重要通知文書等の管理」につい
	ては、国の監督指針に明示された通知文書及び本会の重要な指導通知
	等をPDFファイル化して内部ネットワークに掲示するよう企画普
	及部が平成25年1月9日に担当部署に通知し、「重要文書フォルダ」
	を設けて全部署から閲覧できるようにしました。
	併せて、本会が定める業務・事業運営に関する要綱要領等を内部ネ
	ットワークに掲示するよう総務部が同年 1 月 24 日に各部に通知し、
	「要領等フォルダ」を設けて根拠法令の閲覧体制を整備しました。
	「女族寺ノオルノ」と既行く伝統公司の周見中間と正備しよした。
	平成 24 年度内部監査の実施結果及び本会運営に係る内部規程等の
	新規制定を踏まえて、監査項目を具体化するよう内部監査チェックリ
	ストの見直しを同年12月10日に行いました。また、国の監督指針の
	一部改正(平成 25 年 3 月 29 日) に伴い、リスク管理について監査す
	べき事項を内部監査事項として追記するなど内部監査実施要領の一
	部改正及び情報セキュリティ監査チェックリストの制定を同年4月30
	日に行うとともに、現行の内部監査チェックリストを同年 5 月 28 日
	に見直しました。
	期末監査(基準日:平成25年3月31日)については、同年3月21
	日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部4名と監査
	補助者2名により、本部及び出先機関の全部署を対象として以下のと

具体的な措置	取組状況
共体的な相直	収価が が おり延べ7日間実施しました。
	〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉
	平成 25 年 4 月 10 日 家畜部家畜課
	同年4月11日 企画普及部
	同年4月12日 播丹・西播・但馬出張所、東播・西播・但馬
	基幹家畜診療所(出先診療所)の集合審査
	同年4月15日 家畜部臨床研修課、神戸出張所、阪神・淡路
	基幹家畜診療所(出先診療所)の集合審査
	同年4月16日 農産建物部
	同年4月19日 総務部
	同年4月22日 淡路出張所
	実地監査では、前年同様、決算状況、任意共済引受適正化、国の監
	督指針と本会指導事項の取組状況、常例検査・内部(中間)監査指摘
	事項の改善状況等を重点的に確認しました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて平成 25 年 5 月 2 日に会長
	理事に提出するとともに、同年5月8日の監事(決算)監査及び同年
	5月21日の第11回理事会において報告しました。被監査部署に対し
	ては、同年5月2日に指摘事項を通知し改善計画書を受理した後、同
	年6月7日に改善報告書(同年9月末現在)を提出するよう通知しまし
	7c.
	なお、期末監査の指摘事項のうち「建物共済引受審査」については、
	連合会職員による審査印の押印を徹底するよう指導しました。また、
	「引受・損害評価に係る定例事務の部署内チェック機能の強化」につ
	いては、(2)の④のウに記載するとおり、当該定例事務を内部自主
	検査の点検項目として追加し、自主検査チェックリストを整備しまし

 具体的な措置	取組状況
1,777.12	た。
	平成 25 年度内部監査の実施にあたっては、農林水産省の監督指針
	など指導事項及び検査方針等を踏まえて、「内部監査等の基本方針」
	(平成 25 年度版) を策定し、同年 5 月 17 日に所属長に通知しました。
	なお、本年度の内部監査計画において、情報セキュリティ対策基準
	(同年4月1日施行) に基づく情報セキュリティ監査を中間監査と併
	せて実施することとしました。
	診療所監査(基準日:平成25年5月31日)については、同年5月
	29 日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部 2 名と監
	査補助者3名により、全診療所を対象として以下のとおり延べ7日間
	実施しました。
	〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉
	平成 25 年 6 月 27 日 阪神基幹家畜診療所
	同年7月9日 東播基幹家畜診療所
	同年7月11日 丹波診療所
	同年7月17日 西播基幹家畜診療所
	同年7月23日 但馬基幹家畜診療所
	同年7月25日 淡路基幹家畜診療所
	同年7月30日 三原診療所
	実地監査においては、診療業務と診療所運営、平成 24 年度診療所
	監査指摘事項の改善状況等を重点に確認しました。
	監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年8月9日に会長理事に
	提出するとともに、同年 10 月 2 日の第 1 3 回理事会及び同年 11 月 25
	日の監事(中間)監査において報告する予定です。被監査部署に対し

	取組状況 日に指摘事項を通知し改善計画書を受理した後、 日本書(同年9月末現在)を提出するよう通知し 日本書(同年9月末現在)を提出するよう通知し 日本書(同年9月末現在)を提出するよう通知し
同年 8 月 29 日に改善	辞報告書(同年9月末現在)を提出するよう通知し
ました。	マキュリティ監査 (基準日:平成25年9月30日)
	マキュリティ監査 (基準日:平成25年9月30日)
	Ζキュリティ監査 (基準日 : 平成 25 年 9 月 30 日) ┃
については、同年 9	月 17 日に会長承認を得た内部監査計画書に基づ
き、監査指導部4名	: 監査補助者4名により、本部及び出先機関の全
部署を対象として以	下のとおり延べ9日間実施しました。
〈実地監査月日〉	〈被監査部署〉
平成 25 年 10 月 8	日 農産建物部農産課
同年 10 月 10	日 家畜部家畜課、農産建物部建物課
同年 10 月 11	日総務部
同年 10 月 16	日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所
同年 10 月 17	日 企画普及部
同年 10 月 18	日 西播出張所、西播基幹家畜診療所
同年 10 月 21	日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所
同年 10 月 24	日 家畜部臨床研修課、神戸出張所、阪神基幹
	家畜診療所
同年 10 月 28	日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
実地監査では、常	列検査及び内部監査指摘事項のフォローアップ、
新たに情報セキュリ	ティポリシーの遵守状況等を確認しました。
監査結果は、内部!	監査報告書にとりまとめて同年 11 月 7 日に会長
理事に提出するとと	らに、同年 11 月 25 日の監事(中間)監査及び同
年12月26日の第1	1回理事会において報告しました。被監査部署の
	国書及び改善報告書(平成 26 年 3 月末現在)に基
づいて次の期末監査	

具体的な措置		取組状況
		監査指導部による内部監査は、引き続き年間計画に基づき定期的に 全部署を対象として実施し、監事監査と連携して法令等遵守態勢の確 立と諸リスクへの対応を強化していきます。
		【取組状況の自己評価】 監査指導部による内部監査については、上記のとおり、内部監査 実施要領を制定し、年間計画に基づいて全部署を対象として年3回 実施して監査結果を理事会・監事に報告しており、措置計画に沿っ て対応した。 国の監督指針等に定める重要事項については、この内部監査体制 でもって確認検証していく。
	イ 補助監査の導入	
	理事の業務執行状況を監視し、牽制機能を強化するた	補助監査の導入については、平成23年7月26日の第1回監事会に
	めに、公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助	おいて、2名の公認会計士を監査補助者として選任し、同年8月10日
	監査を平成23年度中間監査から実施し、監事監査機能	の第2回理事会において承認されたので、同年8月31日に業務委託
	の補完・充実強化を図ります。	契約を締結しました。
		補助監査は、監事(中間・決算)監査の前に以下のとおり年2回実
		施し、財産・決算状況等の確認結果を「監事監査補助業務概要報告書」
		にとりまとめ、監事監査で報告させています。
		〈実施月日〉 〈補助監査〉 〈報告月日〉 平成 23 年 11 月 9, 11 日 監事中間監査 同年 11 月 22 日
		平成 23 年 11 月 9, 11 日 監事中間監査 同年 11 月 22 日 平成 24 年 5 月 7, 9, 11 日 監事決算監査 同年 5 月 14 日
		一
		平成 25 年 5 月 1, 2, 7 日 監事決算監査 同年 5 月 8 日
		同年 11 月 18, 19 日 監事中間監査 同年 11 月 25 日

具体的な措置	取組状況
	特に意見はありませんでしたが、平成25年5月には、平成24年度から新たな会計ルールを定めた農業共済団体会計基準を適用していることから、補助監査者による財務諸表等の内容確認に基づき、必要な修正を行いました。 また、同年11月には、今後のリスク管理の運用にあたっては、規程等を現状に沿った内容に適時見直しを行うよう助言がありました。 公認会計士による会計部門の補助監査は、引き続き上記のとおり監事監査の前に行い、監事監査を補完・充実していきます。 【取組状況の自己評価】 補助監査の導入については、上記のとおり、公認会計士による会計部門の補助監査を監事監査機能の補完措置として実施しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この補助監査体制でもって対応していく。
ウ 監事会の監督強化 監事は、監査計画に基づき、5月に決算監査、11月に 中間監査を実施し、内部監査室の監査結果を踏まえて理 事の業務執行状況を監督していきます。上記定時監査に おいては、会計関係書類に限らず、重要事項に係る文書 等についても実査し、業務運営全般にわたる監督を強化 します。	監事は、(2)の②のウに記載するとおり、監事会において監事監査計画を毎年定め、年2回の定時監査を実施しています。 中間監査及び決算監査では、補助監査者と監査指導部から補助監査と内部監査の監査結果を報告させ、会計監査及び業務監査を以下のとおり行いました。 〈開催月日〉 〈監事会等〉 〈審議・報告事項〉 平成23年7月26日 第1回 平成23年度監査計画 同年11月22日 第2回 平成23年度中間監査の執行 同年11月22日 中間監査 補助監査と内部監査の監査結果

具体的な措置	取組	状況
		会計監査・業務監査
	平成 24 年 5 月 14 日 第 3 回	平成 23 年度決算監査の執行
		平成 24 年度監査計画
	同年 5 月 14 日 決算監査	補助監査と内部監査の監査結果
		会計監査・業務監査
		全出先機関の本部集合監査
	同年11月9日第4回	平成 24 年度中間監査の執行
	同年11月9日 中間監査	補助監査と内部監査の監査結果
		会計監査・業務監査
		全出先機関の本部集合監査
	平成25年5月8日第5回	平成 24 年度決算監査の執行
		平成 25 年度監査計画
	同年 5 月 8 日 決算監査	補助監査と内部監査の監査結果
		会計監査・業務監査
		全出先機関の本部集合監査
	同年 11 月 25 日 第 6 回	平成 25 年度中間監査の執行
	同年 11 月 25 日 中間監査	補助監査と内部監査の監査結果
		会計監査・業務監査
		全出先機関の本部集合監査
	なお、平成 24 年度内部(中間)監査の指摘事項「監事会の付議事
	項の整備」については、平成 25 %	年5月8日の第5回監事会において
	監査要領を監査方針及び監査計画	とともに付議しました。
	監事は、上記のとおり会計監査	と業務監査を定期的に行い、引き続
	き業務運営全般にわたる監視・監	督を行っていきます。

具体的な措置	取組状況
	【取組状況の自己評価】 監事監査については、上記のとおり、監査計画に基づき定期的に 実施し、補助監査及び内部監査の結果を踏まえて業務執行状況を監 視・監督しており、措置計画に沿って対応した。 今後は、諸リスクへの対応など重点監査事項を随時追加して、こ の監視・監督態勢でもって対応していく。

④ 役職員の法令等遵守意識の向上

ア コンプライアンス研修の強化

コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しを平成23年6月に行い、平成23年度の年間計画を策定します。全職員を対象とした職員研修会を同年6月に開催し、措置計画の具体的な内容と今後の取組姿勢を周知徹底するとともに、同年7月の管理者研修会、監督者研修会、年間通しての階層別及びグループ別研修会のそれぞれに対し、コンプライアンス研修を実施して法令等遵守の意識改革を全職員で取り組みます。また、事業運営に不可欠な根拠法令等の確認の場としてグループ研修を活用します。

コンプライアンス研修の強化については、連合会の職員研修の基本 方針を定めるNOSAI兵庫研修大綱(以下「研修大綱」という。) にコンプライアンスの取り組みを明記するとともに研修計画にコン プライアンス研修を追加する見直しを行い、平成23年度の年間計画 を同年6月23日に策定しました。

同年6月18日には、緊急の連合会職員研修会を開催し、休日診療 対応職員等を除く91名を集め、措置計画の内容の周知徹底と職員の 意思統一を図りました。

同年 6 月 8, 10, 15, 20, 27 日のグループ研修会(獣医師職・5 グループ)において、家畜部長から法令等に基づいた業務執行について指導しました。

同年6月13日のグループ研修会(総合職・5グループ)の幹事会において、今年度の研修テーマを法令等根拠に基づく業務対応力の強化とすることに決定し、同年8月16、24日、同年9月13、28、29日のグループ研修(総合職)において、コンプライアンス統括部署(総務課長)から不祥事対応の指導と措置計画の取組状況の確認を行いま

 具体的な措置	取組状況
共体的な指揮	9X和1Xル した。
	同年7月28日の課長・次長を対象としたコンプライアンス推進者
	研修会(監督者研修会)、同年7月29日の部所長・副所長を対象とし
	たコンプライアンス管理者研修会(経営課題研修会)において、外部
	講師を招いて民間企業やNOSAI団体の不祥事事例を題材として
	NOSAIコンプライアンスを確認しました。
	平成24年3月10日の連合会職員研修会において、平成23年度常
	例検査の受検結果を踏まえた措置計画の取組みの周知徹底と平成 24
	年度の取組みに向けての職員の意思統一を図りました。
	平成24年度のコンプライアンス研修については、同年5月15日に
	策定した研修大綱において、階層別研修の研修目標を「コンプライア
	ンス意識の徹底・定着」と定めました。
	グループ研修会(獣医師職5グループ)において、家畜部長が、同
	年5月21,22,29日、6月6,13日に基幹家畜診療所運営規則等に基づ
	く診療所業務について指導しました。また、若手獣医師の3グループ
	に対して、家畜部長が、同年 11 月 8,13,14 日に家畜共済の全国不祥
	事例と国の指導を踏まえ、獣医師の職業倫理について指導し、さらに、
	農林水産省主催家畜共済研修会におけるテスト問題を行い、家畜共済
	制度の周知徹底を図りました。
	管理職階層(部所長、副所長、課長・次長)については、同年 10
	月 26 日に農林水産省から講師を招き、「NOSAI団体に求められる
	社会的責任」をテーマに研修会を開催しました。また、一般階層(主
	幹、主査、主任他)については、3 班に分けて 12 月 18, 19, 20 日に外
	部講師を招いて「農家からも社会からも信頼されるNOSAIを目指
	して」をテーマに研修会を開催しました。

	取組状況
共体的な相直	B. 12 J. 112
	一方、コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス研修を
	(2)の②のエに記載する専務理事の出先事務所巡回指導にあわせて
	行い、本部事務所においては、同年8月20日に総務部長から当該巡
	回指導資料に基づき、コンプライアンス意識の徹底を指導しました。
	平成25年3月2日の連合会職員研修会において、総務部長が研修
	会資料に基づき、措置計画の2年間の取組状況を相互確認のうえ、次
	年度に向けてPDCAサイクルによるコンプライアンス態勢の強化を
	周知徹底しました。
	平成 25 年度のコンプライアンス研修については、NOSAI全国
	が新たに策定した階層別研修体系に対応するよう、同年4月22日に
	研修大綱を改正しました。
	実務研修としては、農産建物部と家畜部が出張所・診療所職員を対
	象に農業災害補償制度及び共済事業の法令等研修を行いました。
	家畜部は、グループ研修会(獣医師職5グループ、同年5月20,22,29
	日、6月4,12日、10月23,29日、11月1,13,22日)において、家畜
	共済制度、基幹家畜診療所運営規則、病傷事故給付基準等について家
	新部長より説明しました。さらに、家畜共済事業研修会(獣医職年齢)
	別 5 グループ、同年 10 月 1, 2, 8, 17, 22 日) において、農林水産省主催
	家畜共済研修会の資料を基に、家畜共済制度と関連事務、病傷事故給
	付基準、関連法令等(農災法、獣医師法、薬事法、家伝法、産廃法等)
	について家畜部長・課長より説明しました。
	農産課は、所管事業研修会(同年6月13日)及び所管事業打合せ会
	(同年7月25日、9月3日)において、演習問題を事前送付して発表
	者又は本部担当者が解答(判断とその根拠法令)を解説し、出席者全
	員で正否を議論しました。さらに、その解答結果等は所内研修で活用

	TE-AD-UNITE
具体的な措置	取組状況
	するよう出張所に報告しました。
	建物課は、建物農機具共済損害評価研修会(同年 10 月 23 日)にお
	いて、関係法令規程、農機具の構造・機能と事故による損害部位に関
	する現地研修を行いました。
	職員全員に対する研修としては、階層別研修(部所長階層:同年 12
	月 11 日、課長・次長階層:12 月 12 日、一般階層:12 月 17, 18, 19 日
	の3階層5日間)は、引き続き「コンプライアンス意識の徹底・定着」
	を目標に、外部講師を招き実施しました。研修カリキュラムは、コン
	プライアンス研修の実効性・具体性を高めるため、クレーム対応力の
	向上や個人情報管理の強化、リスク管理態勢の強化等、本会が直面す
	る業務上の実践課題を取り上げました。
	コンプライアンス研修は、業務の実効性に関するテーマ等を取り上
	げて、引き続き全職員がコンプライアンス意識の高揚を図っていきま
	す。
	I Trade ID Seconds and Table 1
	【取組状況の自己評価】
	コンプライアンス研修については、上記のとおり研修テーマと年
	間計画を研修大綱に毎年定めて全職員を対象に実施しており、措置
	計画に沿って対応した。
	今後も、この研修体制でもって対応していく。
イ「NOSAI兵庫エシックスカード」の配布	
全職員に携帯用の「NOSAI兵庫エシックスカー	「NOSAI兵庫エシックスカード」については、農業共済綱領と
ド を平成 23 年 7 月に配布し、法令遵守のみならず社	行動規範を掲載しており、平成23年6月30日に全職員に配布し、常
会的規範に背かない行動を確認しながら、日常業務に取	時携帯の義務付けと倫理的行動を指導しました。
り組みます。	また、平成24年8月30日に行動規範の一部見直しを行い、全職員

具体的な措置	取組状況
	に再配布しました。
	職員は、引き続きこのカードを常時携帯して日常業務におけるコンプライアンスの意識付けを強化し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。
	【取組状況の自己評価】 エシックスカードについては、上記のとおり全職員が常時携帯して業務に取り組んでおり、措置計画に沿って対応した。 今後も、日常業務の中で行動規範を確認していく。
ウ 決裁文書への根拠法令の明記	
前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底する	決裁文書への根拠法令の明記については、前例や慣行を踏襲しない
ため、平成 23 年 6 月から、決裁文書にはその根拠法令	厳正な事務処理を徹底するよう平成23年6月1日に通知しました。
を明記して稟議することとし、担当者は日常業務の中で	さらに、同年12月22日の第3回連合会所長会において、総務部が
法令根拠の自主点検を基本的なルールとして管理職と	(2)の③のアに記載したとおり、根拠法令のみならず、実施根拠も
相互確認を行い、内部牽制機能を強化します。	含めて明記し、日常業務の自主点検に努めるよう再指導しました。
	監査指導部が平成 24 年度内部(中間)監査において改善整備すべ
	き事項とした「重要通知文書等の管理」については、(2)の③のア
	に記載する重要文書フォルダ及び要領等フォルダを活用して根拠法
	令の自主点検を行うよう平成25年1月9日に企画普及部から、同年5
	月31日に総務部から通知しました。
	毎月の業務内容を部署内で定期点検する内部自主検査において、自
	主検査チェックリストのチェック項目の追加や内容の具体化等の見
	直しを平成24年12月20日、平成25年6月7、18日に行いました。
	新しいチェックリストは、その都度使用しており、改善事項があった
	場合は、改善方策報告書をコンプライアンス統括部署に提出していま

具体的な措置	取組状況
	す。
	また、システムリスク管理規則等の制定(平成25年3月22日の第
	10 回理事会)に伴い定めた、情報セキュリティ対策基準(同年4月1
	日施行)における「情報セキュリティ自己点検チェックリスト」で、
	各部署のセキュリティ対策の実施状況及びセキュリティポリシーの
	遵守状況を自己点検し、セキュリティ統括部署に毎月提出していま
	す。
	さらに、各リスク管理方針等の制定(平成 25 年 10 月 2 日の第 13
	回理事会)に伴い、自主検査チェックリストにリスク管理に関する点
	検項目を追加し、同年 11 月から部署ごとにリスク管理を実行してい
	ます。
	職員は、引き続き法令根拠の自主点検を日常業務の基本ルールとし
	て徹底するとともに、部署ごとの内部自主検査を通じて、組織的な内
	部牽制に努めていきます。
	・
	この基本ルールとして業務全般において実施しており、措置計画に沿上
	一一つて対応した。
	うくれ心した。 今後も、この業務姿勢でもって対応していく。
	1 7 区 0、 こ 2 未 3 安 3 こ 6 3 こ 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に
エ 問題解決検討会の開催	
万一不祥事件が発生した場合は、不祥事件対応要領に	不祥事件対応要領で定める不祥事件に該当しない事案については、
基づき、適切な対応に努めますが、同要領で定められた	定例の連合会部長会(参事・部長)を問題解決検討会に切り替えて問
不祥事件には該当しない業務上の問題が発生したとき	題解決を図るよう平成 23 年 6 月 13 日に問題解決検討会設置要領を定
は、概ね1か月に1回開催している参事・部長会を問題	めました。

具体的な措置	取組状況
解決検討会に切り替えて、その対応を協議し、速やかな	さらに、内部監査実施要領及び常例検査対応要領における不祥事対
問題の解決に努めます。	応の一部改正(平成24年2月20日)に伴い、コンプライアンス副統
	括責任者(参事)が同検討会を招集するよう問題解決検討会設置要領
	を同日付で一部改正し、コンプライアンス実践体制の補完整備を図り
	ました。
	また、(2)の④のオの(4)に記載する苦情等対応要領の制定等に伴
	い、不祥事件対応要領の不祥事件に該当しない事案は、問題解決検討
	会において検討するよう平成25年3月15日に問題解決検討会設置要
	領を一部改正しました。
	なお、平成 25 年 12 月末現在では該当事案がないので、同検討会は
	開催していません。
	問題解決検討会は、不祥事件に該当しない事案が発生した場合には
	上記のとおり対応し、問題の早期解決と再発防止に努めていきます。
	,
	問題解決検討会については、上記のとおり不祥事件に該当しない
	事案を検討する機関として設置要領を整備しており、措置計画に沿
	こって対応した。
	していく。
	l
オ トラブル処理体制の整備	
(ア) 内部通報システムの整備	(ア) 内部通報システムの整備については、従来の電話、電子メール、
公益通報の処理に関する規則に基づき、職員からの	FAX、書面、面会の通報手段に、平成23年6月1日からイント
通報・相談窓口として不正行為等の早期発見と是正に	ラメールと携帯メールを追加しました。

具体的な措置

努めていますが、現在のパソコンメールに、平成 23 年 6 月 1 日から携帯メールなどの通報手段を追加し、システムを効果的に機能させることで職場内の自浄作用を高めます。さらに、同年 7 月からのコンプライアンス研修を通じて内部通報制度の意義及び通報方法等について再度理解を深めていきます。

(イ) お問い合わせ窓口の整備

平成23年2月に建物共済の加入者からの問合せや 苦情等に対応するために設置している対応窓口を同 年7月から常設して、事業全般にわたるお問い合わせ 窓口として説明義務を果たしていきます。

取組状況

職員には、同年 5 月 25 日に参事通知するとともに (2) の④の アに記載するコンプライアンス研修において周知し、コンプライア ンスに関する疑問等を報告・相談できるようにしていきます。

なお、平成 25 年 9 月末現在では、該当事案は報告されていません。

【取組状況の自己評価】

内部通報システムの整備については、上記のとおり、通報手段を追加し、職員に周知しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、この内部通報体制でもって対応していく。

(イ) お問い合わせ窓口の整備については、(2)の⑤のアに記載する 建物共済の更改不可通知専用相談窓口として平成23年7月22日に フリーダイヤルを設置しました。常時待機した職員が加入者からの 問合せに対応し、平成24年4月からは建物課で対応しています。

その問合せ状況と照会内容は、以下のとおり専務理事に報告しました。ただし、出張所における平成 23 年度の照会件数は、3 月末現在に含めています。

 〈基準日〉
 〈報告月日〉
 〈累積件数〉

 平成23年12月末現在
 平成24年1月12日
 実648件(延698件)

 平成24年1月末現在
 同年2月3日
 697件(754件)

 同年2月末現在
 同年3月7日
 763件(829件)

 同年3月末現在
 同年4月12日
 2,049件(2,346件)

平成 24 年 4 月以降は、事業ごとのお問い合わせ窓口の電話番号をホームページに掲示して、事業全般にわたるお問い合わせに対応するとともに、お問い合わせ管理システムを作成し、同年 5 月からその照

 具体的な措置		取組状況		
	会内容を今後の業務運営	 に活用するために本会の	 の共有情報	として蓄
	積しています。			
	その照会状況は、企画管	普及部が全部署の対応記	録を月次執	最告書にま
	とめて、専務理事、参事、	総務部及び監査指導部	に以下のと	おり定期
	報告しました。			
	〈基準日〉	〈報告月日〉	〈延	件数〉
	平成 24 年 4 月末現在	平成 24 年 5 月 9 日	12 件(累	計 12 件)
	同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	13件(25 件)
	同年 6 月末現在	同年 7 月 5 日	9件(34件)
	同年 7 月末現在	同年 8 月 9 日	20件(54件)
	同年 8 月末現在	同年 9月 10日	8件(62件)
	同年 9 月末現在	同年 10 月 9 日	18件(80件)
	同年 10 月末現在	同年 11 月 9 日	6件(86件)
	同年 11 月末現在	同年 12 月 10 日	3件(89件)
	同年 12 月末現在	平成 25 年 1 月 9 日	12件(101件)
	平成 25 年 1 月末現在	同年 2 月 8 日	12件(113 件)
	同年 2 月末現在	同年 3 月 6 日	10件(123 件)
	同年 3 月末現在	同年 4 月 8 日	9件(132件)
	同年 4 月末現在	同年 5 月 7 日	5件(137件)
	同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	6件(143 件)
	同年 6 月末現在	同年7月5日	26件(169 件)
	同年 7 月末現在	同年 8 月 8 日	12件(181 件)
	同年 8 月末現在	同年 9 月 3 日	3件(184 件)
	同年 9 月末現在	同年 10 月 4 日	10件(194件)
	同年 10 月末現在	同年 11 月 7 日	11件(205 件)
	同年 11 月末現在	同年 12 月 6 日	11件(216件)

	TF2 4日 小下 2口
具体的な措置	取組状況
	毎月の照会状況は、翌月速やかに報告しています。 平成25年9,10月の照会内容の内、苦情等対応要領に規定する「苦情等」に該当するものが3件ありました。1件は畑作物共済の共済金算定等に関するもので同要領第2条第2項第2号(会員と加入者の個別の共済関係に関するものの場合)の規定に従って対応しました。2件については、農機具共済の共済金算定と加入限度額に関するもので、同要領第4条及び第5条に従い苦情等対応責任者(出張所長)が照会者に面談して、加入限度額の設定理由等説明し理解を得ました。 お問い合わせ窓口は、引き続き事業全般にわたって対応して説明義務を果たすとともに、平成24年6月28日の第7回理事会で定めた苦情等対応要領に規定する苦情等を受付けた場合は、苦情等対応責任者(各部所長)が当要領に基づき誠実に対応し、円滑な事業運営に努めていきます。
	【取組状況の自己評価】 お問い合わせ窓口の整備については、上記のとおり、苦情等対応 要領を制定し、事業全般にわたるお問い合わせ窓口を通じて説明し ており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この窓口体制でもって対応し、苦情等が発生した場合は 同要領に基づいて問題解決していく。
カ 適切な人事管理の徹底 職員の勤務に関する意向調査などを踏まえて、原則と して 3~5 年周期の定期的な人事異動を実施し、適正な	本会が定める勤務成績評定要綱の改定については、コンプライアン スに関する項目を追加し、職員のコンプライアンス意識の向上と内部
業務運営に努めます。また、平成 23 年 11 月に勤務評定	牽制機能を強化するよう、平成 23 年 10 月 31 日に通知するとともに、

具体的な措置	取組状況
にコンプライアンスに関する項目を追加する要綱改定	同年12月22日の第3回連合会所長会において周知しました。
を行い、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制	平成 24 年 4 月の定期人事異動は、全職員から提出させた勤務に関
機能の強化に努めます。	する意向調査と自己評価、直属上司の勤務評定の報告書を踏まえて、
	同年4月1日に発令しました。
	平成 25 年 4 月の定期人事異動は、前年同様、勤務評定及び意向調
	査を提出するよう平成 24 年 12 月 20 日に通知し、同年 12 月 21 日の
	第3回連合会所長会において周知した上で、全職員の意向と勤務評定
	等を踏まえて、平成25年4月1日に発令しました。
	平成26年4月の定期人事異動にあたっては、(2)の②のエに記載
	する専務理事による平成 25 年度第 1 回巡回指導で使用したコンプラ
	イアンス・チェックシートの風通しの良い職場づくりに関する項目の
	ほか、リスク管理、クレーム対応を評定要素に追加するよう勤務成績
	評定要綱の一部改正を行い、平成 25 年 12 月 20 日に通知し、同年 12
	月24日の第3回連合会所長会において周知しました。
	人事管理は、引き続き上記のとおり適切に人事ローテーションを行
	っていきます。
	【取組状況の自己評価】
	人事管理については、上記のとおりコンプライアンス要素を加味
	した勤務評定と意向調査を踏まえた定期人事異動を実施しており、
	措置計画に沿って対応した。
	措置計画に沿って対応した。

⑤ 建物共済事業の法令違反に係る原因の究明と審査体制の強化等再発防止策の策定・実践

ア 無資格者に対する更改不可通知

今後も、この人事管理体制でもって対応していく。

具体的な措置

既存加入者のうち無資格者に対し、平成23年2月に 実施した加入資格調査の結果を基に、同年4月引受分から更改時期に合わせて、引受月ごとに更改案内の不可通 知を連合会から順次送付しています。なお、次回以降の 定期報告で、無資格者に対する更改案内不可の通知状況 を報告します。

取組状況

加入資格要件の確認ができない加入者に対する更改不可通知については、平成23年2月に実施した加入資格調査の結果等に基づき実施することとし、同年4、5月引受の加入者612件に対しては、更改時期が迫っていたことから、同年3月から4月にかけて電話又は訪問の方法で契約を更改することができないこととその理由を説明しました。

同年6月引受以降の加入者については、更改不可通知の準備ができたものから順次送付し、同年12月末までに44,812件に通知しました。併せて、推進員による更改不可の戸別説明を県下25協議会のうち11協議会において実施しました。その他の協議会においては、平成24年1月から3月に共済責任期間が満了する加入者に最終確認はがきを連合会から責任期間満了日までに15,670件順次発送しました。

また、建物共済の一斉推進に備え、農業共済新聞兵庫版8月2週号に更改不可通知に係る記事を掲載するとともに、平成23年10月12日、同記事をホームページに転載し、加入者に理解を求めました。

さらに、加入者からの問合せに対しては、協議会及び連合会の本部と出張所で対応しており、(2)の④のオの(イ)に記載するとおり、平成23年7月から連合会本部にフリーダイヤルによる相談・問合せ窓口を設置し、平成24年4月以降は、お問い合わせ管理システムによる照会対応を追加して、現地説明が必要な場合は協議会と出張所が対応しています。

【取組状況の自己評価】

無資格者に対する更改不可通知については、上記のとおり案内通知と説明は完了しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、加入照会があった場合はお問い合わせ窓口を通じて対応していく。

具体的な措置	取組状況	
イ 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化 加入申込書に記載する提出先を平成23年4月引受分 から本会に変更し、建物共済事業の実施者を加入者に周 知するとともに、審査・承諾の責任の所在を明確にしま す。 また、連合会が行う承諾行為を明確にした口座振替通 知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書へ同年6月中に様 式変更を行います。	加入申込書の提出先については、平成23年3月に本会に表示変更した様式を使用して建物共済事業の実施者を加入者に周知しました。口座振替通知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書については、同年6月に元受の本会名を追記、さらに平成24年6月には会長理事名及び会長印を追加する様式変更を行い、本会の審査・承諾行為を明確にしました。 【取組状況の自己評価】 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化については、上記のとおり加入申込書等の様式を見直しており、措置計画に沿って対応した。	
ウ 平成23年7月までの加入申込者に対する審査 同年7月加入までの加入申込者については、同年2月 に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握 し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者について は、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が加入 承諾をする前に審査を行います。	平成23年7月加入分までの加入申込者に対する審査については、同年2月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書等を別途取りつけ、本会出張所が審査・承諾を行いました。 【取組状況の自己評価】 平成23年7月までの加入申込者に対する審査については、上記のとおり加入資格を確認しており、措置計画に沿って対応した。	
エ 平成23年8月以降の加入申込者に対する審査 同年6月中に加入申込書に営農状況申告欄を追加する 様式変更を行い、同年8月以降の加入申込者の営農状況 を把握し、引き続き、本会出張所が加入承諾をする前に	平成23年6月1日施行の決裁権限規程の見直しにおいて、加入承 諾の専決者は主管部長並びに出張所長とし、適時、審査・承諾できる 体制を整備しました。	

審査を行います。	同年8月以降の加入申込者に対する審査については、営農状況申
H 11 6 13 1 6 1 7 6	欄を追加した加入申込書を使用して営農状況を把握しました。
	平成24年4月引受分からは、パンフレットと一体になった新様:
	の加入申込書を使用して営農状況を確認しています。
	また、平成24年度引受にあたっては、同年4月10日に「任意共
	引受審査の徹底について」参事から出張所長に通知するとともに、
	年5月2日の建物農機具共済事業推進打合せ会において、加入資格
	査を徹底するよう出張所に指示しました。出張所は引受月ごとに建
	共済引受審査実施状況報告書を作成して本部に提出し、建物課がと
	まとめて以下のとおり参事に報告しました。
	〈引受月〉 〈報告月日〉
	平成 24 年 4 月引受 同年 5 月 10 日
	同年 5 月引受 同年 6 月 13 日
	同年 6 月引受 同年 7 月 13 日
	同年 7 月引受 同年 8 月 13 日
	同年 8 月引受 同年 9 月 14 日
	同年 9 月引受 同年 10 月 11 日
	同年 10 月引受 同年 11 月 12 日
	同年 11 月引受 同年 12 月 11 日
	同年 12 月引受 平成 25 年 1 月 10 日
	平成 25 年 1 月引受 同年 2 月 12 日
	同年 2 月引受 同年 3 月 11 日
	同年 3 月引受 同年 4 月 19 日
	同年 4 月引受 同年 5 月 9日
	同年 5 月引受 同年 6 月 10 日
	同年 6 月引受 同年 7 月 8日

具体的な措置	取組状況
	同年 7 月引受 同年 8 月 9日
	同年 8 月引受 同年 9 月 9日
	同年 9 月引受 同年 10 月 8 日
	同年 10 月引受 同年 11 月 8 日
	同年11月引受 同年12月 9日
	引受月ごとの審査状況は、翌月速やかに報告します。
	平成 24 年 7 月以降は、出張所職員が審査を行った加入申込書に
	用の審査印を押し、審査結果は建物共済加入承諾一覧表にまとめて
	張所長が決裁するとともに協議会に通知しています。
	平成 25 年度の引受審査にあたっては、各出張所に定期人事異動伴う審査印の追加配布及び資格確認と引受審査を確実に行うよう年3月29日に通知しました。また、同年5月1日の建物農機具共事業推進打合せ会において、加入資格審査を徹底するよう出張所に示しました。
	引受審査は、引き続き上記のとおり確実に対応していきます。
	【取組状況の自己評価】 平成23年8月以降の加入申込者に対する審査については、上記の とおり加入申込書の様式変更と出張所による引受審査を実施してお り、措置計画に沿って対応した。 今後も、この審査体制でもって対応していく。
オ 協議会に対する加入資格説明	

具体的な措置

協議会に対する加入資格に関する説明は、平成23年2月9日の課長・係長会議、同年5月25日の組合等局長・課長等会議で行いましたが、今後も本会が開催する課長会等会議で周知徹底していきます。

取組状況

協議会に対する加入資格及び適正引受の説明については、左記の会議に続いて以下のとおり行いました。

〈開催月日〉

〈対象会議等〉

平成23年6月13日 建物・農機具共済システム操作説明会

同年 7 月 22 日 農業共済担当新任職員講習会

同年10月26日 組合等局長・課長等会議

平成24年2月13日 組合等課長・係長会議

同年 4 月 19 日 農業共済担当新任職員第1回講習会

同年 5 月 28 日 組合等局長・課長等会議

同年 6 月 13 日 建物・農機具共済システム操作説明会

同年 7 月 20 日 農業共済担当新任職員第 2 回講習会

同年10月31日 組合等局長・課長等会議

平成25年2月6日 組合等課長・係長会議

同年 4 月 17 日 農業共済担当新任職員第 1 回講習会

同年 5 月 27 日 組合等局長・課長等会議

同年 6 月 19 日 建物・農機具共済システム操作説明会

同年 7 月 19 日 農業共済担当新任職員第 2 回講習会

同年10月25日 組合等局長・課長等会議

協議会に対しては、引き続き関係者を対象とした会議等において引 受の適正化を周知徹底していきます。

【取組状況の自己評価】

協議会に対する加入資格説明については、上記のとおり諸会議等 において周知しており、措置計画に沿って対応した。

今後も、この対応を継続していく。

具体的な措置	取組状況
カ 推進員に対する加入資格説明 推進員に対しては、協議会と連携して説明会を開催するなどして、順次、説明しており、今後も引き続き周知 徹底していきます。	推進員に対する加入資格説明については、平成23年3月以降に協議会と連携して開催した加入資格説明会、県下各地で開催された協議会総会及び推進会議において行いました。 平成24年度からは、(2)の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレット及び推進員用冊子「加入のすすめ」を使用しています。 推進員に対しては、上記のパンフレット等を活用して、引き続き協議会が開催する推進会議等で周知徹底していきます。
	【取組状況の自己評価】 推進員に対する加入資格説明については、上記のとおり説明資料 を整備・活用して現地会議等で周知徹底しており、措置計画に沿っ て対応した。 今後も、この対応を継続していく。
キ 加入資格の周知徹底 パンフレットに加入資格に関する事項を平成 23 年 3 月に記載し、これを活用して、引き続き、推進員等並び に加入者に対し周知徹底していきます。	加入資格の周知徹底については、加入資格に関する事項を記載したパンフレットを平成23年4月引受分から使用しており、平成24年4月引受分からは、(2)の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレットを使用しています。 また、平成24年度内部(期末)監査の指摘事項「建物共済加入申込日の記入の徹底」に対しては、口座振替への切り替え依頼も含めた説明文を加入申込書に追加、さらに申込日記入欄をわかりやすいように配置変更した新様式を平成25年8月引受から使用しています。

具体的な措置		取組状況
		加入資格等加入説明については、上記のパンフレット等を活用して、引き続き推進員並びに加入者に周知していきます。 【取組状況の自己評価】 加入資格の周知徹底については、上記のとおりパンフレット等を 見直して推進員や加入者への説明に活用しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この対応を継続していく。
	ク 農林水産省の指導 加入資格に関し解釈等詳細な説明が必要な場合は、そ の都度、農林水産省の指導を仰いでいきます。	加入資格に関する解釈等については、左記のとおり行います。 【取組状況の自己評価】 農林水産省の指導については、上記のとおり対応することとし、 措置計画に沿って対応した。 今後も、この対応を継続していく。
	ケ 推進スケジュールの見直し 十分な審査期間と承諾書発行期間を確保するため、推 進協議会に対し推進会議の開催時期など推進スケジュ ールの見直しを要請します。	推進スケジュールの見直しについては、推進会議の 12 月開催を 11 月開催にするなど開催時期の前倒し及び加入申込書回収の早期化等を以下の会議等において要請しました。 〈開催月日〉 〈対象会議等〉 平成 23 年 5 月 25 日 組合等局長・課長等会議 同年 6 月 13 日 建物・農機具共済システム操作説明会同年 10 月 26 日 組合等局長・課長等会議 平成 24 年 2 月 13 日 組合等課長・係長会議

	具体的な措置		取組状況
		同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議
		同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会
		同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議
		平成 25 年 2 月 6 日	組合等課長・係長会議
		同年 5 月 27 日	組合等局長・課長等会議
		同年 6 月 19 日	建物・農機具共済システム操作説明会
		同年 10 月 25 日	組合等局長・課長等会議
		推進スケジュールの見直しは、引き続き諸会議等を通じて協議会に要請していきます。 【取組状況の自己評価】 推進スケジュールの見直しについては、審査期間等を確保するよう上記のとおり諸会議を通じて協議会に要請しており、措置計画に沿って対応した。 今後も、この要請を継続していく。	
6	建物共済事業の法令違反に係る責任の所在の明確化と関係る。	当の処分	
	ア 法令違反調査委員会による調査		
	(1)の④に掲げる委員会が調査し、平成23年6月	法令違反の原因究明	と責任の所在の明確化については、(1)の④
	中に原因究明と責任の所在を明確にします。	に記載するとおり、法を	令違反調査委員会から関係書類の内容審査及び

関係役職員からの聴き取り調査結果をとりまとめた調査報告書が平

成23年7月20日に会長に提出されました。

具体的な措置		取組状況
		【取組状況の自己評価】 法令違反調査委員会による調査については、上記のとおり建物共 済事業の法令違反の原因究明と責任の所在を報告書にまとめて会長 理事に提出しており、措置計画に沿って対応した。
	イ 理事会等による処分の決定 調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規 則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・ 決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を	関係役職員の処分については、(1)の④に記載するとおり、平成 23年8月10日の第2回理事会において職員の懲戒処分を決定すると ともに、役員についても、責任を明らかにしました。
	明らかにします。	【取組状況の自己評価】 建物共済事業の法令違反に係る関係者処分については、上記のと おり諸規則に則り完了しており、措置計画に沿って対応した。